

※赤字の箇所はあくまでも記入例です。
作成する際は、事業所にあった内容を記入してください。

令和〇年〇月〇日作成

第1 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、※消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇株式会社の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

※統括防火管理者の選任を要する防火対象物の場合は、「消防法第8条の2第1項」と追記します。

2 適用範囲

※この消防計画に定めた事項については、〇〇株式会社に勤務し、出入りするすべての者に適用するものとする。

※統括防火管理者の選任を要する防火対象物の場合は、「全体についての消防計画及びこの消防計画に定めた事項については、」と記載し、消防計画の適用範囲について、明確に記載します。

3 防火管理業務の一部委託について [該当・非該当]

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表8「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権原

1 管理権原者

(1) 管理権原者は、〇〇株式会社の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

(2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

(3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。

(4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見した場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督
- (4) 次の項目の点検を実施するとともに、不備や欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

ア 建物

基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段

イ 防火設備

防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁

ウ 避難施設

階段、避難口

エ 電気設備

電気室、分電盤

オ 危険物施設

少量危険物貯蔵取扱所

カ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）

ボイラー、給湯湯沸設備

キ 消防用設備等・特殊消防用設備等

消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備

避難器具、誘導灯

- (5) 防火対象物の法定点検の立会い ※①（該当・非該当）
- (6) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (7) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (9) 収容人員の適正管理
- (10) 従業員に対する防災教育の実施
- (11) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (12) 管理権原者への提案や報告
- (13) 放火防止対策の推進
- (14) 統括防火管理者への報告 ※②

ア

イ

ウ

※① 防火対象物点検の該当・非該当を○で囲みます。

※② 統括防火管理者の選任を要する防火対象物の場合は、統括防火管理者への報告事項を列挙します。

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任 (解任)届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
消防計画作成 (変更)届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 オ その他記載内容の変更	防火管理者
消防訓練実施の 事前通報	自衛消防訓練を実施するとき (自衛消防訓練届出書)	防火管理者
消防用設備等 点検結果報告	※① 1年に1回(総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書) ※① 特定防火対象物: 1年に1回 非特定防火対象物: 3年に1回	防火対象物の関係者
防火対象物点検 結果報告	※② 1年に1回 ※② 防火対象物点検対象施設のみ	管理権原者
消防用設備等 設置届出書	消防用設備等を新設、増設、移設、取替え等したとき	防火対象物の関係者

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表1は、全従業員等に配布するとともに、休憩室など見やすい場所に掲示する。

- (3) 防火管理者は、定期的に各担当者へ聞き取りを行い、担当者の任務の進捗状況を確認する。
- (4) 防火担当責任者は、全従業員等が別表1の注意事項を実施しているか確認を行う。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2『自主検査チェック表（日常）「火気関係」』及び別表3『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、**各担当区域の火元責任者**がチェックする。

(ア) 「火気関係」のチェックは、**毎日終業時**に行う。

(イ) 「閉鎖障害等」のチェックは、**1日2回**行う。

イ 定期的に行う検査は、別表4「自主検査チェック表（定期）」に基づき、**各担当区域の火元責任者**がチェックする。

実施時期は、**○月と○月の年2回**とする。

ウ 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

(2) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき**防火担当責任者**がチェックする。

イ 実施時期は、**○月と○月の年2回**とする。

3 防火対象物の法定点検（該当・非該当）※①

(1) 防火対象物の法定点検は、**※②** 行う。

(2) 防火管理者は、防火対象物の法定点検実施時に立ち会わなければならない。

※①防火対象物点検の該当・非該当を○で囲みます。

※②防火対象物点検が該当の場合、点検委託業者を記入します。

4 消防用設備等の法定点検

(1) 消防用設備等の法定点検は、**○○防災株式会社**に委託して、別表6により行う。

(2) 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければならない。

5 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。（不備欠陥がある場合は、早急に報告する。）

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

(3) 防火管理者は、不備欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け改修計画を樹立する。

第5 厳守事項

1 従業員等が守るべき事項

- (1) 全従業員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するよう次の事項を行わなければならない。
 - ア 廊下、階段、通路には物品（避難の障害となる物）を置かない。
 - イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
 - ウ 防火シャッターの降下位置又は近くに物品が置いてある場合は、直ちに物品を撤去する。
 - エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。
- (2) 火気管理等
 - ア 喫煙管理については常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。
 - イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
 - ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
 - エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。
 - オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
 - カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- (3) 防火管理者への連絡、承認事項
次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。
 - ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
 - イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき
 - ウ 危険物等を使用するとき
- (4) 放火防止対策
 - ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
 - イ 建物内外の整理整頓を行う。
 - ウ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
 - エ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

- (1) 収容人員の管理
 - ア 防火管理者は、建物内の収容能力を把握し、過剰な人員が建物内に入ることがないように従業員に徹底する。
 - イ 催物や各種イベント、バーゲンセール等の開設に伴い、混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難経路の確保、誘導員の配置など必要な措置をとる。
- (2) 工事中の安全対策の樹立
 - ア 防火管理者は、工事を行うときは工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

- (ア) 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
- (イ) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき
 - イ 工事人等の遵守事項
 - 防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。
- (ア) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (ウ) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- (エ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (オ) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。
- (3) 火気の使用制限
 - 防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。
 - ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
 - ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
 - エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- (4) その他
 - ア 防火戸・防火シャッターの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。
 - イ 避難経路図（別図2）を作成し、1階の出入口付近、階段付近、従業員休憩室（旅館・ホテルの場合は全ての客室）に掲出する。

第6 自衛消防の組織等

1 組織の編成

自衛消防組織の編成は、別表7のとおりとし、この別表は、従業員休憩室、従業員更衣室、事務室の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。
なお、従業員には、別記1「防火管理マニュアル」を作成し、配布する。（従業員を雇っている防火対象物の場合）

(1) 通報・連絡

- ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、内線電話や携帯電話により事務室（又は防災センター）へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。
- イ ぼやで消えた場合であっても、必ず消防機関へ通報する。
- ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

(2) 初期消火

- ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

- イ 初期消火担当は、近くにある※消火器又は屋内消火栓設備を用いて消火する。※事業所に設置している消火設備を記入します。
- (3) 避難誘導
 - ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
 - イ ※メガホンや拡声器を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。※事業所に設置している設備を記入します。
 - ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
 - エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
 - オ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。
- (4) 安全防護
 - ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
 - イ 空調設備やエレベーターの運転は、中止する。
- (5) 応急救護
 - ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
 - イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- (6) 救出、救護
 - ア 応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。
 - イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

3 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

第7 休日、夜間の防火管理体制

1 休日、夜間に在館者がいる場合 (該当・非該当)

- (1) 休日、夜間の防火管理体制
 - ア 休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。
- (2) 休日、夜間における自衛消防活動
 - ア 通報連絡
 - イ 火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、**※消火器又は屋内消火栓設備**を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

※事業所に設置している消火設備を記入します。

ウ 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、**※メガホンや拡声器**を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

※事業所に設置している消火設備を記入します。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

2 休日、夜間に無人となる場合 **該当**・非該当)

休日、夜間において無人となる場合で、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

3 緊急時の連絡先

(1) 役職・氏名：防火管理者 ○○ ○○

(2) 電話番号：**※**000-0000-0000

※緊急時の連絡先なので、できる限り個人の携帯番号としてください。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、管理権原者とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。

ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
<u>1 飲料水</u>	<u>事務室</u>
<u>2 医薬品</u>	
<u>3 懐中電灯</u>	
<u>4 携帯用拡声器</u>	

2 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 出火防止

ア 火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。

(3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

- (4) 地震による揺れがおさまった後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (6) 避難経路の確保を行う。

3 地震時の活動

地震時の活動は、次の事項について行う。

- (1) 情報収集等
通報連絡担当は、次のことを行う。
 - ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
 - イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいるお客等に知らせる。
- (2) 救出、救護
 - ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。
- (3) 避難誘導等
 - ア 各避難誘導担当は、お客等の混乱防止に努め、次のことを行う。
 - (ア) **在館者**を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
 - (イ) **在館者**を広域避難場所に誘導するときは、指定（広域）避難場所（※〇〇市立〇〇小学校）までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。※付近の指定（広域）避難場所を記入します。
 - (ウ) 避難は、防災関係機関の避難指示又は自衛消防隊長の命令により行う。
 - (エ) 避難誘導は、**在館者**の先頭と最後尾に従業員を配置して行う。
 - (オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
 - (カ) 避難は、一次避難集合場所である屋外とし、人員確認後に指定（広域）避難場所まで避難する。
 - イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

4 その他

管理権原者は、建物を復旧して使用を再開する場合は、次の措置を講じるものとする。

- (1) 避難経路の明確化
- (2) 立入禁止区域の指定と従業員に対する周知徹底

第9 防災教育

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者
<u>新入社員</u>	<u>採用時</u>	<u>採用時</u>	<u>防火管理者</u>
<u>正社員</u>	<u>○月、○月</u>	<u>年2回</u>	<u>火元責任者</u>
<u>パート</u> <u>アルバイト</u>	<u>朝礼時</u>	<u>必要時</u>	<u>店長</u>

2 自衛消防隊員等の育成

(1) 自衛消防組織

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

3 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

(ア) 全従業員が守るべき事項について

(イ) 火災発生時の対応及び地震時の対応について

(2) 防災教育の実施方法

ア 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。

イ 毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。

第10 訓練

1 訓練の実施時期

(1) 訓練の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は、次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
消火訓練	<u>○月・○月</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・別記1により、実施する。 ・総合訓練は、消火、通報及び避難訓練を含む
通報訓練	<u>○月・○月</u>	
避難訓練	<u>○月・○月</u>	
総合訓練	<u>○月・○月</u>	

(2) 訓練指導者は、原則、防火管理者とする。

訓練指導者を防火管理者以外の者に行わせる場合は、防火管理者が訓練指導者を指名して行う。

(3) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 正社員、パート、アルバイト (ローテーションを組み全従業員等が体験できるようにする。)

(4) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、事前に「自衛消防訓練届出書」を管轄する消防署へ提出する。

※ (5) 検証訓練の実施

3年を超えない範囲で、旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルに基づく検証を実施する。

(地階を除く階数が3以上の旅館・ホテルの場合)

3年を超えない範囲で、社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルに基づく検証を実施する。

(令別表6項イ(1)から(3)、6項ロの場合)

3年を超えない範囲で、物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアルに基づく検証を実施する。

(物品販売店舗で、延べ面積1,000㎡以上の場合)

※ 該当する事業所のみ記入。

なお、具体的な検証の方法について知りたい方は、管轄の消防署へ連絡してください。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は防火管理者とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

イ 事前に訓練参加者の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、参加させない等の必要な措置を講じる。

(2) 訓練実施時

ア 訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認められた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

イ 訓練指導者は、補助者等を配置するとともに、各操作などの安全を確認すること。

(3) 訓練終了後

使用資機材収納時には、手袋・保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

附 則

この消防計画は、令和○年○月○日から施行する。

(案)

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

別表 1

防火管理者			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏名	担当区域	氏名
1階東側	〇〇〇〇	機械室	〇〇〇〇
1階西側	〇〇〇〇	給湯室	〇〇〇〇
2階東側	〇〇〇〇	事務室	〇〇〇〇
2階西側	〇〇〇〇	売場	〇〇〇〇
3階東側	〇〇〇〇		
3階西側	〇〇〇〇		
担当者の任務			
防火管理者	・当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。		
防火担当責任者	・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。		
火元責任者	・担当区域の火災予防について「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。		
従業員等の注意事項			
1 消火器、屋内消火栓設備などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。			
2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。			
3 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。			
4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。			
5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。			
6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。			
7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。			
8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。			
9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。			
10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。			
11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。			
12 火元責任者は、担当区域の火気の状態を管理すること。			

(例)

自主検査チェック表 (日常)「火気関係」 _____ 月

別表 2

実施責任者		担当区域				
日	曜日	実施項目				
		電気器具の配線劣化、損傷	火気使用設備の状況	喫煙所の状況	終業時の施錠	共用部分の可燃物の有無
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

確認者

(例)

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

別表 3

実施責任者		担当範囲	
実施日時			
実施項目	確認箇所	チェック状況	チェック状況
避難障害	避難口	東側出入口	
		西側出入口	
	廊下通路	北側廊下	
		南側廊下	
	階段	屋内階段	
		屋外階段	
閉鎖障害	防火戸 防火シャッター	北側防火戸	
		南側防火シャッター	
操作障害等	屋内消火栓設備	消火栓箱前	
	自動火災報知設備	受信機前	
備考			
			確認者

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

(案)

自主検査チェック表（定期）

別表 4

実施項目		確認箇所	結果
建 物 構 造	基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	柱・壁・床	欠損・ひび割れ・脱落等はないか。	
	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	窓枠ガラス	窓枠ガラスは、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、変形等がないか。	
	外壁	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。	
防 火 設 備	外壁の構造及び開口部等	①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。	
	防火区画	①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避 難 施 設	廊下・通路	①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	階段	①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点灯するか。	

避難口	避難階の 避難口 (出入口)	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気設備器具	厨房設備	①可燃物品からの保有距離は適正か。 ②ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ③油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ④排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑤燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	ガスストーブ 石油ストーブ	火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	変電設備	①電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③変電設備に異音、過熱はないか。			
	電気器具	①タコ足の接続を行っていないか。 ②許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	少量危険物 貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか。 ②掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ④整理清掃状況は適正か。 ⑤危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。			
	指定可燃物 貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか。 ②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③整理整頓（集積）の状況は良いか。			
	実施者氏名	実施日	実施者氏名	実施日	確認者
構造			火気使用		
防火			電気		
避難			危険物		

実施設備	確認箇所	結果
消火器	①設置場所に置いてあるか。 ②消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 ③安全栓が外れていないか。 ④ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 ⑤圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式)	①使用上の障害となる物品はないか。 ②消火栓扉は確実に開閉できるか。 ③ホース、ノズルが接続され、変形損傷はないか。 ④表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー 設備	①散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) ②間仕切り棚等による未警戒部分はないか。 ③送水口の変形及び操作障害はないか。 ④スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 ⑤制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備	①散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) ②間仕切り棚等による未警戒部分はないか。 ③管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式)	①泡の分布を妨げるものがないか。 ②間仕切り棚等による未警戒部分はないか。 ③泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火 設備 ハロゲン化物消 火設備 粉末消火設備	①起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) ②手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 ③スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 ④貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備	①使用上の障害となる物品はないか。 ②消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 ③ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ 設備	①常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 ②車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 ③管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	

自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ①表示灯は点灯しているか。 ②受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 ③用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 ④感知器の破損、変形、脱落はないか。 	
ガス漏れ火災警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ①表示灯は点灯しているか。 ②受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 ③用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 ④ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。 	
漏電火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> ①電源表示灯は点灯しているか。 ②受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。 	
火災通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ①専用電話機付近に障害となる物がないか。 ②専用電話機の受話器は外れていないか。 	
非常ベル	<ul style="list-style-type: none"> ①表示灯は点灯しているか。 ②操作上障害となる物がないか。 ③押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 	
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ①電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 ②試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。 	
避難器具	<ul style="list-style-type: none"> ①避難に際し、容易に接近できるか。 ②格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 ③開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 ④降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 ⑤標識に変形、脱落、汚損がないか。 	
誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> ①改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 ②誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 ③外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 ④不点灯、ちらつき等がないか。 	
消防用水	<ul style="list-style-type: none"> ①周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 ②道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 ③地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 	

排煙設備	①起動装置の周囲に障害となる物はないか。 ②排煙口の周囲に障害となる物はないか。	
連結散水設備	①送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 ②送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 ③散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 ④散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	①送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 ②送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 ③放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 ④放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 ⑤表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント	①周囲に使用上障害となる物がないか。 ②保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 ③表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名		確認者

(案)

消防用設備等点検計画表

別表 6

消防用設備等の種類	点検実施月	
	機器点検	総合点検
消火器	6月・12月	
屋内消火栓設備	6月	12月
自動火災報知設備	6月	12月
非常警報設備	6月	12月
避難器具	6月	12月
誘導灯	6月・12月	
自家発電設備	6月	12月
配線	6月	12月

* 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点検設備業者	〇〇防災株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号	000-0000-0000

(案)

自衛消防隊の編成と任務 (その1 本部隊)

別表7

自衛消防隊本部長 <u>○○○○</u> (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)	
自衛消防隊長 <u>○○○○</u> (自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。)	
自衛消防副隊長 <u>○○○○</u> (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)	
本部隊の編成	各班の任務
指揮班 <u>○○○○</u> <u>○○○○</u>	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項
通報 連絡班 <u>○○○○</u> <u>○○○○</u>	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡 (緊急連絡一覧表による。)
消火班 <u>○○○○</u> <u>○○○○</u>	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐
避難 誘導班 <u>○○○○</u> <u>○○○○</u>	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れの確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定
安全 防護班 <u>○○○○</u> <u>○○○○</u>	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
救護班 <u>○○○○</u> <u>○○○○</u>	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

- 1 通報連絡担当者 (_____)
- 2 初期消火担当者 (_____)
- 3 避難誘導担当者 (_____)
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。 (_____)
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。 (_____)

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡：119番通報します。
(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動：消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導：避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

※該当店舗のレイアウト図を基に、主要な出入口までの避難経路図を添付してください。

※平面図があれば、当該平面図に主要な避難口及び避難経路を示して添付することも可能です。